

令和7年9月定例会 代表質問要旨

〈はじめに〉

1 平和への取組について

- （1）被爆地広島として果たすべき役割について【知事】
- （2）平和を次世代に継承するための取組について【知事】

2 県の農業施策について

- （1）米の安定供給に向けた生産体制の構築について【知事】
- （2）農林水産物の輸出拡大を図る取組について

3 地域医療体制の確保について

- （1）新病院の経営強化について【知事】
- （2）地域医療の維持・確保について
- （3）医療人材の確保について

4 子育てしやすい広島県の実現について【知事】

5 中小企業の価格転嫁支援について

6 犯罪防止対策について

7 災害時の被災者支援について

- （1）避難所における熱中症対策について
- （2）適切な避難行動に向けた支援について

〈終わりに〉

公明党広島県議会議員団

尾熊 良一

はじめに

皆さん、おはようございます。
福山市選出の公明党広島県議会議員団の尾熊良一でございます。

はじめに、先月上旬に九州地方を中心とした記録的な大雨により、犠牲となられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

湯崎知事は、次期知事選に出馬されないことを表明されました。
4期16年間、大変お疲れ様でした。
この9月定例会での答弁が最後になると思うと寂しくもあります。

知事は核兵器廃絶に向けた平和の取組や子育て支援、コロナ対策、県内企業への経済支援や観光振興、また教育環境の整備など、多方面にわたり積極的に取り組まれるとともに、私の地元福山市では、長年の懸案であった鞆の架橋問題に結論を出され、鞆未来トンネルが開通しました。

16年間にわたって県の課題に向き合い、数多くの成果を挙げられたことについて、一定の評価をしております。

本日は、その実績を振り返るとともに、今後の県政課題に対する考えについて、テーマを絞って伺いたいと思いますので、知事におかれましては、思いのたけを余すことなく答弁していただければと思います。

それでは、さっそく質問に入らせていただきます。

(492 字)

1 平和への取組について

質問の第1は、平和への取組について、2点お伺いします。

(27字)

(1) 被爆地広島として果たすべき役割について

1点目は、被爆地広島として果たすべき役割についてです。

本年8月、広島・長崎は80回目の「原爆の日」を迎え、日本も戦後80年の節目となる終戦記念日を迎えました。

これまでの取組を振り返ると、2023年のG7広島サミットでは、核保有国を含む各国首脳が平和記念公園を訪れ、原爆慰霊碑に献花するとともに平和記念資料館を視察し、被爆地広島から被爆の実相を世界に広く伝えることによって、核兵器廃絶と平和に対する意識が国際社会で一層高まりました。

また、昨年12月には日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞し、被爆者の声を通じて「核兵器は非人道的」との訴えが世界に広がっています。

さらに、今年7月の米国調査機関の報告では、アメリカの30歳未満の若い世代では、原爆投下を「正当化できない」という意見が、原爆投下を「正当化できる」という意見を上回る結果が示されました。

こうした中、今年8月の原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式には、過去最多となる120カ国・地域と欧州連合が出席されました。

湯崎知事は挨拶の中で、「核抑止がますます重要だと声高に叫ぶ人たちがいます。」「抑止力から核という要素を取り除かなければなりません。」などと強く訴えられました。

その通りだと思います。一発で多くの市民の命を奪う核兵器そのものが悪であり、核兵器の不使用と廃絶を決して諦めてはなりません。そのためには、核保有国の首脳をはじめ、多くの人々が被爆地広島を訪問し、被爆の実相を知ることが重要です。

知事はこれまで、「国際平和拠点ひろしま構想」の策定をはじめ、G7広島外相会合の誘致、オバマ前米国大統領やローマ教皇の被爆地訪問の実現、へいわ創造機構ひろしまの設立、旧広島陸軍被服支廠3棟保存の決定など、平和発信に向けた数々の取組を積み重ねてこられました。

私達公明党は、知事のこれまでの積極的な平和の取組について、評価をするところです。

そこで、知事は就任以来、4期16年にわたり、一貫して核兵器廃絶と平和発信に積極的に取り組んでこられました。が、これまでの取組の成果をどのように評価しておられるのか、また、被爆地広島として果たすべき役割について、どのように考えておられるのか、知事にお伺いします。

(924字)

【答弁】知事

人類史上初の原子爆弾による破壊を経験し、その廃墟から復興した地として、核兵器のない平和な国際社会の実現は広島に於ける使命であり、その実現に向けて国際社会に具体的に貢献していくことが、被爆地をかかえる本県の果たすべき役割だと認識しております。

このため、被爆者が高齢化する中であっても、広島が持つモラル・オーソリティと呼ばれるような地位を維持し、国際平和拠点として核兵器廃絶に向けた影響力を発揮し続けるとともに、被爆者の願いである核兵器廃絶の実現に向けて、国際社会に具体的に貢献していくため、知事就任後、「国際平和拠点ひろしま構想」を策定し、一貫してこれに基づいた取組を進め、現在は、非人道性、安全保障、持続可能性の3つのアプローチにより、核兵器のない平和な世界の実現に向けて、国際社会に働きかけているところでございます。

その成果といたしましては、まず、「非人道性」アプローチとして、指導者の被爆地訪問や国際会議の誘致に取り組み、オバマ元米国大統領やローマ教皇など、世界のリーダーが広島を訪れたほか、G7広島外相会合、国際賢人会議に加え、G7広島サミットなどが開催され、被爆の実相に触れていただき、広島からインパクトのあるメッセージを発信していただいたところでございます。

次に、「安全保障」アプローチとして、世界的な研究機関との協力関係を獲得し、核抑止に替わる安全保障政策の在り方について研究を進めているほか、「NPT運用検討会議」などの国際会議の機会を利用して、研究成果などを、各国政府、市民社会等へ発信し、賛同者の拡大に取り組んでまいりました。

次に、「持続可能性」アプローチとして、国連の次期開発目標に核兵器廃絶が位置付けられることを目指し、国際市民社会グループ「グローバル・アライアンス」を立ち上げ、国内外の36の市民団体等に参加いただいたほか、各国政府関係者で構成されるフレンズ会合の設置準備を進めており、賛同者も増加しているところでございます。

加えまして、こうした3つのアプローチを支えるため、広島の経験や思いを深く理解し、将来、国際平和に貢献できる人材の育成にも取り組んでおり、県が提供するプログラムなどで、被爆や復興の歴史等について学んだ人数は、22,000人を超えたところでございます。

また、持続可能で平和な世界の実現には経済界の参加が不可欠であり、経済界の平和への貢献について多面的に議論する世界平和経済人会議を開催してまいりましたが、今年は、国内外のトップリーダーが参加する「ひろしま国際平和&(アンド)ビジネスフォーラム」を開催し、ビジネスによる平和貢献について、様々な主体が具体的に行動するための旗印として、ESGに平和のPを加えた、ESGPという新しい概念を盛り込んだ「ひろしま宣言」を世界に向けて発信したところでございます。

こうした国際平和拠点ひろしま構想に基づく歩みは、着実に進んでいるものと評価しております。

今般、核兵器を巡る国際情勢が、これまで以上に厳しい中において、G7広島サミットの開催や日本被団協のノーベル平和賞の受賞を受け、被爆地広島への注目は高まっており、被爆・終戦80年の今年が、核兵器廃絶に向けた取組を加速する転換点となるよう、被爆地広島の取組を強化する必要があると考えております。

このため、現在、法人化準備を進めています「へいわ創造機構ひろしま(HOPE)」に、平和に関する資源の集積機能等を備え、活動強化を図るとともに、国連における活動も視野においた取組が必要であると考えております。

さらには、これまでの取組により獲得した賛同者やネットワークなどを積極的に活用しながら、更なる賛同者の拡大と国際社会への働きかけなどの取組を着実に進めていくことも不可欠と考えております。

引き続き、国際平和拠点ひろしま構想に基づく取組を推進していくことで、被爆地広島役割を發揮し、核兵器のない平和な世界の実現に向けてしっかりと取り組んでまいります。

（２）平和を次世代に継承するための取組について

２点目は、平和を次世代に継承するための取組についてです。

今年度の国際平和拠点ひろしま構想推進事業では、被爆・終戦８０年における平和に関する様々な取組が進められています。

５月には「ひろしま国際平和＆ビジネスフォーラム」が開催され、私も開会式や一部のセッションを拝見させていただきましたが、会場では、ビジネスを通じた平和貢献のあり方や、その実現に向けた役割などについて活発な議論が交わされておりました。

一方で、若者達が集い未来に平和をつなぐプロジェクトとして、国際平和のためのユース対話イベントやグローバル未来塾など、若者向けの平和学習プログラムの拡充が進められており、関係団体と連携した新たな人材育成プログラムも実施されています。

私は３月の予算特別委員会において、若者向けの平和貢献人材育成プログラムとして、広島・長崎・沖縄の３県の高校生が沖縄の核兵器ミサイル基地の跡地を見学し、核兵器が戦後も身近に存在していた歴史を学ぶ平和学習を行ってはどうかと提案させていただきました。

唯一の戦争被爆国であるからこそ伝えられる被爆の実相を国内外の若い世代に発信し、平和の機運を高めることは重要であります。

核兵器の非人道性や戦争の悲惨さを直接体験した被爆者や戦争体験者が高齢化する中、平和の意味を次世代に継承し、核兵器廃絶を世界に訴え続けなければなりません。

私は、平和を推進する若者の育成に大いに期待しています。

そこで、平和を次世代に継承するための若者の人材育成について、これまでどのように取り組まれ、今後どのように取組を強化していかれるのか、知事にお伺いします。

併せて、次世代を担う若者に向けて、未来の平和と将来への期待を含めた知事からのメッセージについてもお伺いします。

（７２９字）

【答弁】知事

被爆者の平和への思いを次世代に継承するためには、被爆の実相を深く理解し、将来、国際平和に貢献できる次世代を担う人材を、国内外を問わず、育成することが重要であると認識しております。

このため、県では

- ・ 高校生を対象とした「グローバル未来塾 in ひろしま」や「ひろしまジュニア国際フォーラム」、
- ・ 大学生や若手実務家などを対象とした「広島－I CANアカデミー」などの平和学習プログラムを実施してまいりました。

これら3つのプログラムの参加者は、1,400人を超え、中には外交官や研究者として活躍している方々も現れてきております。

また、被爆・終戦80年を、核兵器廃絶に向けた取組を加速する転換点とするため、

- ・ グローバル未来塾では、今年度から、広島・長崎・沖縄の高校生が集い背景の異なる同世代との対話により、平和について考えを深める機会を設けるなど、プログラムの充実を図るとともに、

- ・ 専門キャリアの形成支援の取組として広島大学と連携し、核兵器を巡る厳しい国際情勢を打破し、国際社会で活躍できる人材の育成に着手するなど、

取組の強化を図っているところでございます。

今後の取組といたしましては、国内外の若者が被爆者の体験や思いを学び、次世代に着実につないでいけるよう、より多くの若者に関心を持ってもらえる取組や、体系的な専門キャリアの形成支援の両面から、プログラムの充実や改善を継続的に図っていく必要があると考えております。

加えまして、更なる次世代の育成に向けて、モデルとなる人材を輩出できるよう、研修プログラム終了後の活動状況のフォローアップや、若者による発信の促進などにも取り組んでまいりたいと考えております。

終わりに、私から次世代を担う若者に向けたメッセージをお伝えしたいと思います。

核兵器のない平和な世界の実現には、皆さん一人一人が、被爆の実相に触れ、国際情勢や課題を理解し、自分事として実際に行動していくことが重要です。核兵器廃絶は決して遠くに見上げる北極星ではなく、人類存続のための現実的・具体的な目標です。核兵器廃絶に向けて、一人一人が行動することで、世界中のより多くの市民を巻き込み国際世論を喚起していくことが大切です。核兵器のない平和な世界を実現するため、目標に向かって粘り強く、一緒に取り組んでまいりましょう。

2 県の農業施策について

質問の第2は、県の農業施策について、2点お伺いします。

(27 字)

(1) 米の安定供給に向けた生産体制の構築について

1 点目は、米の安定供給に向けた生産体制の構築についてです。

昨年夏には店頭から米が無くなる事態が起こり、全国で米不足や価格高騰が問題となりました。

農林水産省は、令和5年産の米の生産量が最大で56万トン不足していたとする試算結果を示しましたが、これは備蓄米放出の目安となる10年に一度の不作に相当し、米の需要を過小評価していたため、備蓄米の放出時期や方法が適切でなかったと発表しています。

こうした事態を踏まえ、国は1970年代から続いてきた事実上の減反政策を抜本的に転換し、米の増産や耕作放棄地の拡大防止、さらには輸出拡大を新たに表明しました。

主食である米の安定供給には不可欠な方針転換ですが、生産者からはさまざまな課題が指摘されています。

第一に、農地の集約や大規模化の問題です。

水田が分散すれば、人手がかかり生産コストが上昇するため、農地を集約し、効率化を進めるための基盤整備が必要となりますが、本県は農地事情として大規模化が難しく、小規模農家が多いという実情があります。

第二に、担い手確保の問題です。

基幹的農業従事者の約7割が65歳以上となり、法人化や企業の新規参入促進、農地の所有や利用に関する要件緩和が急務となっています。

第三に、米の価格形成です。

消費者と生産者の双方が納得できる価格形成が不可欠であり、そのためには農地の大規模化やスマート農業の導入が求められますが、設備投資や資材高騰による生産コストの増加が大きな負担となっています。

第四に、輸出の拡大には、生産コストの引き下げに加え、新たな市場開拓やサプライチェーンの構築が求められます。

こうした課題への対応は、国の農政の方向性に大きく左右されることは承知しています。

現在、本県では、『2025広島県農林水産業アクションプログラム』において、「生産性の高い持続可能な農林水産業の確立」を基本理念とし、農地集積による大規模農業の推進やスマート農業の導入・普及支援による生産性向上に取り組んでいます。米に関する具体的な政策の記述がありません。

そこで、県民に対する米の安定供給に向けて、本県としてどのように生産体制を構築し、対策を進めていかれるのか、知事にお伺いします。

また、この度の政府の米の安定供給に向けた方針転換を踏まえながら、現在、見直しの検討を行っているアクションプログラムにおいても、本県の実情に応じた対策を

尾熊議員（公明党）

講じるよう、方向性を整理する必要があるのではないかと考えますが、併せてお伺いします。

(1,029 字)

【答弁】 知事

農業者数が減少する中においても、経営を法人化させて雇用を確保し、100ヘクタールを超える農地を集積しながら、米の増産に取り組む担い手が増えていることから、県民へ安定的に米を供給していくため、こうした経営規模の拡大を目指す担い手に対して、生産性を高めるための支援を続けることが重要であると認識しております。

このため、意欲ある担い手が規模拡大を早期に実現できるよう経営力の向上を目的に、ひろしま農業経営者学校において、水稻の若手経営者を対象とした講座を設け、

- ・ 経営管理手法の習得や、
- ・ 中長期的な経営計画の策定、
- ・ 法人化等の組織体制づくり

などの支援を行っているところでございます。

また、生産性を向上させるため、農作業の効率化や労働時間の削減に向け、水田に設置したセンサーにより水の量を確認しながら自動で水管理を行うシステムや、自動飛行ドローンによる肥料の散布や病虫害防除を行う技術などひろしま型のスマート農業技術の普及に取り組んでいるところでございます。

あわせまして、農地利用の将来像を明確にした地域計画に基づき、担い手への農地の集約を図るとともに、スマート農業技術の導入が円滑に図られるよう、大区画化や水路の地下埋設などの基盤整備を進めることとしております。

なお、現時点で意欲ある担い手の確保が困難な地域に対しましては、地域外からの経営体の受入れや多様な担い手の連携により、農地を有効活用しながら米の生産を継続することができるよう、農地所有者による話し合いを進めることとしております。

次期アクションプログラムの策定に当たりましては、現在、国において行われている、需要に応じた米の生産に向けた水田政策の見直しの議論を踏まえつつ、中山間地域が多くを占める本県に適応した生産体制を構築し、県民に対して安定的に米を供給できるよう、検討を進めてまいります。

（２）農林水産物の輸出拡大を図る取組について

２点目は、農林水産物の輸出拡大を図る取組についてです。

日本の質の高い農林水産物や食品は、世界的な和食ブームの追い風もあり、海外でも高い評価を受けています。

農林水産省によると、２０２５年上半期の農林水産物・食品輸出額は８，０９７億円に上り、前年同期比１５．５％増と過去最高を記録しました。

輸出が好調な背景として、海外での日本食レストランの増加、日本食への関心の高まり、インバウンド需要拡大による認知度向上、さらには健康志向の高まりなどが挙げられています。

こうした中、政府は、農林水産物・食品の輸出額を２０２５年までに２兆円、２０３０年までに５兆円とする目標を掲げ、海外で評価される牛肉やコメ、リンゴなどを重点品目に指定し、ターゲット国や輸出目標額を設定したうえで、市場調査や事業者支援を行うなど、輸出拡大に向けた取組を強化しています。

一方で、米国の関税政策により、これまで輸出をけん引してきたホタテ・緑茶・ブリなどは１５％に引き上げられることで、米国市場への輸出に不透明感が広がり、輸出を控える動きが懸念されています。

その反面、中国では、今年６月に水産物の輸入停止措置の一部解除を発表するなど、今後輸出拡大の追い風となることが期待されます。

８月に東京で開催された「アグリＥＸＰＯ東京」や、横浜で開催された第９回アフリカ会議に合わせた展示商談会には中国地方の企業も出展し、農作物や食品に加え、農業機械や生産技術を紹介するなど、世界市場に挑戦する動きが広がっています。

地球温暖化による猛暑や自然災害により、農林水産物の生産への影響が懸念される中、食料安全保障の確立、農林水産業を支える事業者への支援、一次産業の発展のためにも、増産と輸出拡大に向けた県の支援はますます重要となっています。

そこで、農林水産物の輸出向け品目の拡大や生産量の増加に向けて、県としてどのように取り組んでいかれるのか、知事の御所見をお伺いします。

また、国の輸出拡大政策を踏まえ、本県としても展示商談会への出展などの海外販路拡大に向けた取組への支援を積極的に進めてはどうかと考えますが、併せてお伺いします。

（８８５字）

【答弁】農林水産局長

国内市場が縮小傾向にある中、本県においても、拡大する海外市場を獲得し、食品産業や農林水産業が安定的に収益を得られる構造に転換していくことが重要であり、輸出に意欲ある事業者への支援と併せて、次なる輸出品目の掘り起こし、生産拡大につなげていくことが必要であると認識しております。

このため、本県では、日本一の生産量を誇る「かき」と吟醸酒発祥の地である広島
の「日本酒」を重点品目として、事業者と連携しながら、

- ・海外の卸業者との商流の確立や、
 - ・「かき」と「日本酒」を組み合わせたプロモーションの実施
- などに取り組んでおります。

また、他の意欲ある事業者に対しましては、

- ・展示会出展や商品開発などに要する経費への補助や、
 - ・国内商社や海外バイヤーとのビジネスマッチングの場の提供など、
- 新たな海外販路拡大に向けた支援を行っているところでございます。

次なる輸出品目の掘り起こしに向けましては、インバウンド需要の高まりを捉え、まずは、広島に來られた海外の方に本県の多彩な食資産や食文化を実際に味わっていただき、その魅力を認識していただくことが重要であると考えております。

このため、本県が誇る食文化を磨き、広く発信するおいしい！広島プロジェクトにおきまして、広島和牛や瀬戸内さかななど、魅力ある食を提供できる飲食店へ誘導できるよう、多言語での情報発信に取り組んでいるところでございます。

このような取組を通じ、海外から評価された食品や農林水産物につきましては、

- ・事業者に対する輸出計画の策定支援や、
- ・相手国の衛生管理基準に対応した施設や機械の整備など、

国の事業も有効に活用しながら生産量を増加させ、輸出の拡大につなげてまいりたいと考えております。

今後とも、本県の食品産業や農林水産業、また、それを支える事業者の発展につながるよう、世界情勢の変化を注視しながら、海外から稼ぐ力を高める取組を進めてまいります。

3 地域医療体制の確保について

質問の第3は、地域医療体制の確保について、3点伺います。

(28字)

(1) 新病院の経営強化について

1点目は、新病院の経営強化についてです。

全国で公立病院の経営問題が深刻になっています。

全国自治体病院協議会の報告によると、2024年度決算では全国の公立病院の86%が経常赤字となり、総額は3,633億円に達しました。

物価や人件費の上昇が経営を圧迫している大きな要因であり、特に感染症指定医療機関や災害拠点病院の赤字比率が94%と高くなっているほか、規模の大きい病院ほど経営悪化が目立つことが指摘されています。

また、国立大学病院長会議でも、全国44の国立大学病院の約7割が合計285億円の赤字を抱えていると報告されています。

国立病院や公立病院では、経費削減のため耐用年数を大きく超えた医療機器を更新できずに使い続けざるを得ず、機械の故障による医療事故への懸念が高まっているほか、老朽化施設の建て替えや修繕も進まず、病棟の一部閉鎖を余儀なくされるなどの影響が出ています。

本県では、4月に地方独立行政法人広島県立病院機構が発足し、県立広島病院、県立二葉の里病院、県立安芸津病院を一体的に運営しつつ、2030年の新病院開院を目指して「高度医療・人材育成拠点」の整備に向けた基本設計が進められています。

8月の生活福祉保健委員会では、第8回新病院開設準備委員会の協議内容が報告されましたが、「急性期病院の外来はほとんどが不採算であり、診療単価や患者数が想定より少ない場合、病院全体の収益に大きな影響を与えるため、厳しくシミュレーションした方が良い」といった意見や「急性期病院について、将来の需要を含めて役割や病床規模を考えないと財政的な負担が大きい」「財政的な負担も考慮した上で、新病院の役割や病床規模など十分な検討が必要」といった、経営面の課題について様々な意見が上がったそうです。

先の2月定例会や4月臨時会でも、新病院の建築費の大幅な増加や運営主体となる地方独立行政法人に県が65億円を貸し付けることに対し、慎重な意見が相次ぎました。

こうした中、県は在宅医療や介護施設への移行が進んでいることを踏まえ、開院時の病床数を当初の1,000床から860床へと縮小したほか、建築費の上昇を受け、工事縮小や高度医療機器の台数を減らすなど、建設予算の増額を抑えるための基本修正計画を示されました。

そこで、県は新病院開院後の財政負担を年間8.5億円と見込んでおり、全国の公立病院が赤字経営に直面し国に財政支援を求める中、当初の病床数の見直しを行ったところですが、病床稼働率や外来単価が想定を下回って赤字幅が拡大した場合に、県

として財政負担や病院機能・経営計画の見直しをどのように考えているのか、知事にお伺いします。

(1,096 字)

【答弁】 知事

新病院の規模につきましては、診療報酬における急性期に関する要件の見直しや、新たな地域医療構想における病床機能の位置づけの変更など、急性期医療に関する国の政策見直しがあったことから、病床数の再検討を行い、より急性期医療に特化し、新病院でしか担えない領域に資源を集中するなどの見直しを進めているところでございます。

こうした中、公立病院が地域に必要な医療機能を発揮するためには、持続可能な病院経営が不可欠であると認識しており、4月に発足した県立病院機構におきましては、これまでの経営を抜本的に見直し、新病院開院後も見据えて経営改善の取組を進めているところでございます。

具体的には、

- ・ 定期的に、県と県立病院機構とで経営状況を確認し、診療科別収支などの新たな指標を用いた分析を実施していることに加え、
- ・ 不足していた夜勤看護師の確保・育成による新たな診療報酬上の加算の取得や10月からの休止病床の再開、
- ・ 広島大学との連携による医師の確保、
- ・ 地域の医療機関との連携強化として、9月以降、新たに13医療機関と安定的な地域医療の提供や医療機器等購入時の共同交渉などに関する協定を締結することなど、関係者と連携しながら、着実に取組を進めているところでございます。

こうした取組を継続し、安定的な病院経営を図ることとしておりますが、今後、病床稼働率や外来単価が想定を下回る場合等におきましては、様々なリスクシナリオに応じて具体的な対策を講じる計画としており、最大限、収支改善に努めてまいります。

さらに、物価高騰対策等、病院単独では解決できない課題につきましては、県から国に対してあらゆる場面で積極的に働きかけを行ってまいりたいと考えております。

こうした取組によっても、なお、想定を超える外部環境の変化などによりまして重大な経営リスクが生じた場合には、県からの更なる財政支援も含めた対応を行い、県民の皆様に必要な医療提供体制を守り抜いてまいります。

今後とも、県と県立病院機構が一体となって、あらゆる経営改善策に全力で取り組むことにより計画を着実に達成し、持続可能な病院経営の実現に努めてまいります。

（２）地域医療の維持・確保について

２点目は、地域医療の維持・確保についてです。

医療機関の経営悪化は、公立病院だけでなく民間病院においても深刻化しています。

日本病院会など６団体の緊急調査では、回答した１,８１６病院のうち、２０２４年における医業利益が赤字となった病院の割合は６９％に上っているとの結果が示されました。

また、東京商工リサーチによると２０２５年上半期の医療機関の倒産は２１件となり、２００９年同期の２６件に次ぐ高水準となっています。

私も地元の福山市の病院経営者など医療関係者から深刻な声を伺いました。

物価高騰の影響で、ＭＲＩやレントゲン、エコーといった高額医療機器の更新ができず、建物が老朽化していても、資材や工事費が１．５倍から２倍に膨らみ、工事に着手できない状況にあるとのことでした。

また、医療用のパソコンやモニターなどは市販品に比べて価格が倍以上かかり、医師や看護師の人件費についても、働き方改革による残業規制の中で救急医療を維持するには、給料を上げて人材を確保するしかなく、経営への負担が一層増しています。

特に深刻なのは医療人材の確保で、厚生労働省の推計では、消化器外科医は２０４０年には約５,０００人不足するとされています。

さらに、若手医師の中には、勤務条件や収入の良い美容外科を希望する医師が増えているのが現状です。

人材を確保できず、やむなく人材紹介会社に依頼する場合、紹介料は医師一人あたり４００万円から５００万円、看護師一人１００万円の紹介料が必要と言われており、これも病院経営に大きく影響しています。

国は光熱費や食材料費への補助、人材確保や職場環境改善のための支援を行っていますが、現場からは根本的な解決には至っていないとの声が寄せられており、さらなる支援を求める声が強まっています。

病院関係者からは、県内民間病院の６～７割が経営的に厳しくなっており、このままでは１０年後に倒産や統廃合が進み、地域から病院が失われる恐れがあると伺っています。

病院が無くなることで困るのは患者であり、救急医療の受け入れにも深刻な影響が及びます。

そこで、２０１６年に策定された「広島県地域医療構想」において、２０２５年の実現を目標に取り組を進めている病床数や医療人材の確保などは現在どの程度進捗しており、次期構想の策定に向けて、どのように見直しを進めていくのか、知事にお伺いします。

また、地域医療が崩壊寸前にあるという深刻な事態をどのように受け止め、給食費等の物価高騰に対する県単独の補助制度の検討を含めて、どう対応していこうとしているのか、併せてお伺いします。

（１,０６９字）

尾熊議員（公明党）

【答弁】健康福祉局長

本県の地域医療構想におきましては、２０２５年の必要病床数を２８，６１４床、医療機能別では、高度急性期２，９８９床、急性期９，１１８床、回復期９，７４７床、慢性期６，７６０床と推計しており、特に課題となっておりますのは、人口減少に伴う病床数の適正化と高齢化の進展を見据えた回復期病床の確保でございますが、現在の進捗といたしましては、令和５年時点で、病床数は目標値の１０３．０％まで減少、回復期病床が６８．８％まで増加し、これは全国の１００．１％及び５４．４％と比しても、順調に推移しているものと認識しております。

医療人材の確保につきましては、令和４年度時点で県内の医師数は７，５２５人、看護職員数は４４，９４４人となっており、構想開始年度である平成２８年度からそれぞれ３０１人及び２，０４０人増加しております。

新たな地域医療構想につきましては、今後、国からガイドラインが示されることとなっておりますが、本県では、国における最新の議論の状況などを医療関係者等に共有し、幅広く御意見を伺うなどの準備を既に進めているところでございまして、次期構想策定に向けては、今後の医療法改正の動向なども踏まえつつ速やかに対応してまいります。

また現在、県内の医療機関は厳しい経営状況にあると伺っており、本県では、

- ・ これまでも物価高騰への対応として、国の財源も活用しながら光熱費や食材費への助成を行うとともに、
- ・ 病院事業債の対象となる公立病院の新設・建替等における建築単価の上限見直しを国に働きかけ、近年は毎年引上げが行われている状況であることに加えまして、
- ・ 全国知事会を通じ、物価高騰に対応した適切な診療報酬改定が行われるよう緊急提言を行ってきたところでございまして、

今般、国の「経済財政運営と改革の基本方針」では、社会保障関係費について経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分を加算する旨が示されたところでございます。

引き続き、国の今後の動向も注視しながら、広島県の地域医療を守るために必要な対応を行ってまいります。

(3) 医療人材の確保について

3点目は、医療人材の確保についてです。

4月臨時会において、私は新病院整備に伴う医療提供体制の確保、とりわけ医師の人材確保について質問をしました。

これに対し知事からは、全国トップレベルの医療を提供できる新病院を整備することで、多くの症例を経験できる魅力的な環境が整い、若手医師の確保につながるとの答弁がありました。

また、健康福祉局長からは、二次医療圏で解決できない課題には圏域を超えた対応が必要となるため、新病院は全県的な三次医療圏の医療も担うこと、また全県的な医師配置の適正化を図るため、大学や医師会、県で構成する医師配置検討委員会を設置予定であるとの答弁がありました。

しかし、高度医療を提供する新病院の整備や、医師配置検討委員会による医師の適正配置の推進によって、本当に県内の医師不足が解消できるのか、私は懸念を抱いております。

現在、西部圏域では広島大学医局が中心となって医師を確保しており、福山市など東部圏域では岡山大学医局のほか、川崎医科大学からも非常勤医師の派遣などの支援をいただいておりますが、今後、新病院が整備されても、従来どおりの支援をいただけるのか疑問が残ります。

福山の医療関係者からは、岡山県内でも医師不足が生じていることから、広島県東部圏域への派遣が減少しているとの声も聞かれます。

そうすると、将来的には広島大学だけが県内全域の医師確保を担うことになりかねません。

医師偏在指標が全国45位の新潟県では、医師不足が深刻となる中、今年4月に東京医科大学と包括協定を結び、医師確保と育成に取り組み始めました。

この協定では、大学からの講師派遣や県内病院での長期臨床実習の受入れ、高校生への教育機会の提供に加え、県が地域枠を設けて医師の養成を支援するなど、大学と自治体が連携して医師不足緩和を図っています。

そこで、医療人材の確保について、現在どのように取り組んでいるのか、また、本県においても、川崎医科大学をはじめとした県外の大学との連携を積極的に強化し、医師不足の緩和に繋げていくべきと考えますが、知事の御所見をお伺いします。

(868字)

【答弁】健康福祉局長

持続可能な地域医療提供体制を確保する上で、医師を始めとする医療人材を確保することは、重要であると考えております。

広島県の医師数は、令和４年時点で、人口１０万人当たり２７２．６人で、全国２１位であり、医師偏在指標からも本県は、医師少数県・多数県のいずれにも該当していませんが、県内での地域偏在及び診療科偏在といった課題がございます。

このため、県ではこれまで、

- ・大学地域枠及び自治医科大学の卒業医師の確保・育成及び計画的な配置に加え、
 - ・大学地域枠における知事指定診療科の設置、
 - ・さらに、福山・府中圏域においては、重篤な新生児の搬送が課題であったことなどから、岡山大学への小児急性疾患学や周産期医療学の寄付講座設置等
- によっても、地域医療提供体制の確保に努めてきたところでございます。

また、これまでは、医師が不足する医療機関と医師派遣機能を有する医療機関とが、個別に調整を実施してきたところですが、より効果的・効率的で、適正な医師配置のため、本年度より、医師配置検討委員会を新たに立ち上げ、地域間や人事権者間で情報共有する先進的な仕組みを、今後全県的に構築することとしております。

新病院もこのような県内の医療人材が循環する仕組みに貢献したいと考えており、まずは本年７月に広島大学と、高度医療・人材育成拠点の整備に向け、人材育成の環境整備等を含む協定を締結をしたところでございます。

他県にいる本県出身の医師及び医学生への情報提供等も念頭に、今後、県内外の大学と連携の在り方について検討し、広島県において医療人材が活躍できる魅力的な環境を確保することで、県民の皆様がどこに住んでいても安心して医療が受けられる地域医療提供体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

4 子育てしやすい広島県の実現について

質問の第4は、子育てしやすい広島県の実現について、お伺いします。

知事は就任当初から、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、新たな支援制度の創設や支援の拡充に取り組まれてきました。

1期目には、ご自身が育児休業を取得されたことが全国的な話題となり、その後も男性育休の取得率の向上を目指して支援策を広げた結果、昨年度は取得率が46%を超えるまでに上昇するなど、大きな成果を上げております。

また、妊娠・出産・子育て支援の相談体制として「ひろしまネウボウ」を創設され、当初は福山市を含む3市町でスタートしましたが、今年度で21市町まで拡大しています。

その他にも、子育てを応援する「イクちゃんサービス応援店」の拡充や、不妊治療への支援、市町と連携した待機児童解消に向けた保育体制の整備、若者の婚活支援など、様々な施策を展開されてきました。

現在では、夫婦・パートナー同士が協力して家事や子育てを行う「共育て」の定着に向けて取り組まれており、知事のこうした取組と実績は、大いに評価するところであります。

一方で、若年層の結婚願望や希望する子どもの数は減少傾向にあり、全国的にも出生率の低下が続いています。

本県の昨年の出生数は約1万6千人と、10年前と比べて約8千人減少しており、合計特殊出生率も1.29と過去最低を更新しました。

加えて、令和元年以降は転出超過が続いており、大学進学や就職等を契機とした若者の転出超過が大きなウエイトを占めています。

少子化と若者の県外流出が重なることで、将来的には労働力や担い手の不足が深刻化し、人口減少による消費縮小を通じて、県経済に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

そこで、知事が重点政策の一つとして16年間取り組んできた子育て支援の成果をどのように評価されておられるのか、お伺いします。

また、本県の子育て支援における課題をどのように分析し、子育てしやすい広島県の実現に向けて、今後どのような取組が必要と考えておられるのか、併せてお伺いします。

(833字)

【答弁】知事

平成21年に知事に就任してから一貫して、子供・子育て支援施策を「ひろしま未来チャレンジビジョン」の重点施策の一つと位置付けるとともに、5年ごとに分野別計画を策定し、ライフステージに応じた様々な支援策を講じてまいりました。

まず、若者の出会い・結婚への支援といたしまして、「こいのわ」事業を平成27年度から開始し、令和3年度からは、民間主体のサポートセンターの運営により、令和6年度末時点で、登録会員数は1万7千人、成婚数は1,000組を超え、婚活の裾野拡大や気運醸成に一定の成果を出したものと考えております。

不妊治療への支援につきましては、平成27年度に不妊検査・一般不妊治療の助成、さらに、令和4年度には、特定不妊治療の保険適用に合わせて、先進医療等への支援を開始し、令和6年度末までの累計助成件数は12,204件と、多くの県民の皆様の、妊娠・出産の希望を叶える後押しになっているものと考えております。

次に、子育て支援に関しましては、

- ・平成29年度から開始いたしましたひろしまネウボラの実施市町は、令和7年度に21市町まで拡大したほか、
- ・ピーク時の平成26年には447人だった保育所等の待機児童数は令和6年には0を達成し、
- ・また、私が育休を取得した平成22年には4.6%だった県内の男性育休取得率は常に全国を上回って推移し、令和6年には46%まで上昇しております。

また、親子が外出しやすい環境づくりを促進する「子育て応援イクちゃんサービス」は、平成22年度の4,110店舗から、令和6年度には6,684店舗まで拡大するなど、子育ての安心感の醸成や働きながら子育てしやすい環境整備に向けて、着実に前進しているものと考えております。

また、令和2年から3年間にも及んだコロナ禍では、

- ・外出することが難しい場合でも親子が支援等を気軽に受けられるよう、市町や関係団体と連携して、オンラインによる親子の交流事業や、専門家による相談事業を機動的に開始したほか、
- ・産婦健診や産後ケアを全県で受けられる体制を構築するとともに、産前・産後のケアに対する利用料助成を開始するなど、

不安を抱える妊産婦や子育て家庭への支援を手厚く講じることで、安心して妊娠・出産、子育てができると思う人の割合は、コロナ禍でも約8割を維持できたところでございます。

一方で、令和5年度に実施いたしました少子化対策・子育て支援に関する調査や、令和6年度に実施いたしました県民の皆様との車座会議等を通して、

- ・妊娠・出産、子育てへのポジティブなイメージの浸透や、
- ・若い世代が将来を見通せる経済的基盤づくり、
- ・家庭内における女性への家事・育児の偏りの解消や、男性の家事・育児参画の促進、
- ・児童虐待や不登校など、多様化・複雑化する子供の悩みに対する支援や居場所の充実などを、

今後、更に注力すべき課題と認識し、今年度を始期とする「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン」に盛り込んだところでございます。

引き続き、社会全体で課題意識を共有しながら、ライフステージに応じた子育て支援を行い、次代を担う子供一人一人が、社会の宝として健やかに夢を育むことができ、

子どもを持ちたいと思う人が安心して子供を持ち、育てられる社会を実現できるよう、取り組んでまいります。

5 中小企業の価格転嫁支援について

質問の第5は、中小企業の価格転嫁支援について、お伺いします。

厚生労働省の中央最低賃金審議会は、2025年度の最低賃金額改定の目安について、全国加重平均で1時間あたり63円引上げ、1,118円とするとの答申を行い、上昇額は5年連続で過去最高を更新しました。

物価高騰が続く中、最低賃金の大幅な引き上げは、社会全体の賃上げを促す大きな意味を持ち、非正規雇用の賃金水準の上昇や、正規・非正規間の賃金格差の縮小につながることを期待されています。

一方で、企業にとっては、人件費の増加が経営上の深刻な課題となっています。

東京商工リサーチ広島支社のまとめによると、中国5県の7月における負債額1,000万円以上の倒産件数は前年同月比5.7%減の50件でしたが、負債総額は2.6倍の157億4,900万円に達しました。

県別では、岡山県の20件に次いで広島県が18件と多く、業種別では建設業が最多で、小売業、サービス業他、製造業が多くを占めています。

また、中国地方の上場51社の今年4月から6月期の業績を見ると、純損益が減益または赤字となった企業の割合が61.2%に上り、前年同期比で23.7ポイント増加しました。

特に飲食業や販売業などの零細事業者にとっては、今回の最低賃金引上げがアルバイトやパート従業員の確保をさらに困難にし、経営を圧迫する深刻な要因となっています。

経済産業省の2025年春の調査では、依然として22.1%の企業が労務費の価格転嫁ができず、企業間の二極化が進んでいる実態が明らかになりました。

さらに、広島県中小企業家同友会が7月に実施した調査でも、人件費の増大を経営課題に挙げる企業が42.8%と、中小企業にとって労務費コストの上昇は大きな打撃になっています。

県は、サプライチェーン全体で「成長と分配の好循環」を実現するため「パートナーシップ構築宣言」制度の普及促進に取り組んでいますが、資材価格の上昇分は、ある程度認められても人件費上昇分までは難しく、価格転嫁が要求通りにいかず十分な賃上げができない中小零細企業が存在するのも事実です。

そこで、最低賃金の引き上げにより、人件費負担の増大や人材確保の難しさが経営に深刻な影響を与える中、県としてこれまでの施策の効果をどのように評価し、今後の取組にどう反映させていくのか、知事にお伺いします。

また、価格転嫁が進まず十分な賃上げに踏み切れない中小企業がある中で、既存の施策だけでは対応しきれない課題について、県としてどのように打開策を講じていくのか、併せてお伺いします。

(1,058 字)

【答弁】 商工労働局長

サプライチェーン全体で成長と分配の好循環を実現するためには、十分な賃上げ原資の確保に向けた適切な価格転嫁の促進が重要であることから、これまでも、パートナーシップ構築宣言の普及啓発などに取り組んできたところでございます。

2024年版の中小企業白書によりますと、パートナーシップ構築宣言企業は、非宣言企業と比べ、より多くの受注側企業と価格協議を行い、価格転嫁にもより高い水準で応じていることから、パートナーシップ構築宣言の普及啓発は、受注側企業における賃上げ原資の確保に一定の効果があったものと考えております。

このため、今年度は、引き続き、宣言企業の拡大につなげる普及啓発セミナーを開催するとともに、新たに、受注側企業を対象とした価格協議の実効性を確保するためのワークショップを実施することとしております。

また、企業間の取引における業界慣行の見直しなど、国全体で取り組むべき課題への対応につきましては、今年度から新たに、

- ・ 手形払や、価格協議に応じない一方的な代金決定の禁止などが盛り込まれた中小受託取引適正化法などの周知徹底のほか、
 - ・ 消費者への啓発など、社会全体で価格転嫁を受け入れる機運醸成についての全国知事会を通じた国への要望
- を行っているところでございます。

今後とも、国や経済団体等と連携しながら、適切な価格転嫁の促進に向けた取組を積極的に進めることにより、県内中小企業における持続的な賃上げの実現につなげてまいります。

6 犯罪防止対策について

質問の第6は、犯罪防止対策について、お伺いします。

私は今年の予算特別委員会において、県内でも増加している特殊詐欺等の事件について取り上げました。

特に、SNSを悪用した投資詐欺や交流サイトを通じたロマンス詐欺は後を絶たず、数千万円から億単位に及ぶ被害も発生しています。

警察本部長からは、昨年のSNS型投資詐欺・ロマンス詐欺の被害は、認知件数345件、被害総額33億4,285万円と、一昨年を大きく上回る大変厳しい状況にあり、検挙数は6件、検挙人数は5人であったとの答弁がありました。

こうした状況を踏まえ、被害防止対策として、安全安心アプリ「オトモボリス」による情報発信や、ラジオ・テレビCMを活用した緊急メッセージ、防犯講話などの啓発活動を強化していくとのことでした。

しかし、県内の特殊詐欺被害額は今年1月から7月末時点で12億3,124万円となり、既に昨年1年間の11億6,678万円を上回っています。

過去最悪だった2014年の16億3,437万円を超えるペースであり、1億円を超える高額被害も今年に入って3件確認されるなど、件数・被害額とも増大傾向にあります。

また、警察官を名乗る特殊詐欺では、高齢者だけでなく若い世代にも被害が拡大しており、着信画面に実在の警察署の電話番号や「0110」の代表番号を偽装表示し、「口座が犯罪に使用されている」「資産を保護する」などと偽って金銭をだまし取る新手の手口も確認されています。

さらに、SNSで高額バイトと称して募集し、若者を闇バイトに勧誘して強盗や特殊詐欺に関与させ、結果として殺人事件にまで発展する重大な犯罪事件も発生しています。

新たな手口が次々と現れる中、県警は犯人検挙や注意喚起に力を入れています、捜査には膨大な時間と人員が必要で、現場の負担は増すばかりです。

一方で、警察官のなり手不足は深刻さを増しており、少子化による人材獲得競争の中で警察官採用試験の受験者数は年々減少し、この10年で半減しています。

優秀な人材の確保は、犯人検挙だけでなく、犯罪防止など地域の治安維持にも影響する重要な問題です。

そこで、特殊詐欺の被害額が過去最悪のペースで増加する中、県警察が進めてきた対策の効果をどのように検証し、新たな手口への対応をどう強化していくのか、警察本部長にお伺いします。

また、警察官のなり手不足が深刻化する中、単なる採用拡大にとどまらず、現場の業務効率化やデジタル技術の導入を含め、治安維持に必要な人材をどのように確保していくのか、併せてお伺いします。

(1,052 字)

【答弁】警察本部長

詐欺被害の防止には、何よりも県民の皆様に「だまされない」意識を持っていただくことが極めて重要であると考えております。

そこで、一人でも多くの県民の皆様に注意を促すべく、

- ・ 県警や自治体が保有する様々な広報媒体や、
- ・ 安全安心アプリ「オトモポリス」、
- ・ 減らそう犯罪情報官のメディア出演

等により、多様化する新たな手口や具体的な防止対策についての、タイムリーかつ効果的な情報発信を強化しているところでございます。

さらに、金融機関やコンビニエンスストア等事業者の皆様と連携し、「水際阻止対策」を講じており、本年8月末時点で、

- ・ 去年同期よりも多い370件、
- ・ 額にして約1億9千万円を

水際阻止するなど対策の効果が表れているところでございます。

県警察といたしましては、引き続き、新たな手口をタイムリーかつ具体的に情報発信するなど、県民の皆様の防犯行動につながるような情報発信を強化するとともに、事業者の皆様と緊密に連携し、利用客の皆様への注意喚起や警察への積極的な通報を強化してまいります。

次に、治安維持に必要な人材の確保につきましては、警察官採用試験の受験者数が、近年減少傾向にあることから、県警察といたしましても、憂慮すべき状況にあると考えており、この状況に歯止めをかけるべく、より効果的な取組を、強力に推進しているところでございます。

まず、採用募集活動につきましては、大学生を対象とした県警察学校における一泊二日の職業体験イベントやワンデー仕事体験などを開催しているほか、将来の人材確保の点から、小学生やその保護者を対象とした親子参加型の職業体験イベントを開催するなど、より幅広い年代に県警察の魅力を感じていただくための取組にも力を入れているところでございます。

また、警察学校の新任警察官の生き生きとした姿を定期的にSNSなどで、動画配信をしているほか、職場におけるオフィスカジュアルを推奨するなどイメージアップ戦略にも注力しているところでございます。

試験制度につきましても、随時見直しを進めているところであり、各種資格に対する加点制度を拡充してきたほか、今年度の試験からは、受験対象年齢を採用時で35歳まで引き上げるなど、受験対象者の裾野を広げるための取組を進めております。

あわせて、本年度からサイバー犯罪捜査官採用試験を導入し、複雑化・多様化するサイバー空間の脅威に適切に対処するための人材確保を図っていくこととしております。

また、現場の業務効率化やデジタル技術の導入につきましては、映像送信機能を有する携帯端末と通信指令システムを連携させる県警察独自システムの導入や、ウェアラブルカメラの着装によるリアルタイムの映像送信といったデジタル化を推進するとともに、会計年度任用職員である交番相談員に交通事故対応の一部を担わせるといった効率的な運用を行っており、引き続き、人的リソースの有効活用を推進し、日本一安全・安心な広島県の実現に向け、取り組んでまいります。

7 災害時の被災者支援について

質問の第7は、災害時の被災者支援について、2点お伺いします。

(30 字)

(1) 避難所における熱中症対策について

1点目は、避難所における熱中症対策について、お伺いします。

この夏も九州をはじめ全国各地で線状降水帯が発生し、集中豪雨による河川の氾濫や土砂災害などの被害が相次ぎました。

7月30日にカムチャッカ半島付近で発生した地震では、北海道から和歌山県にかけて広範囲に津波警報が発表され、瀬戸内海に面する岡山県にも注意報が発表されましたが、この地震の影響で、岩手県で最大1.3mの津波を観測したほか、22都道府県の沿岸に津波が到達し、全国で200万人を対象に避難指示が出されるなど、多くの方が高台の避難所や学校の体育館などに避難されました。

また、昨年8月初旬には、宮崎県沖の日向灘で発生した地震により南海トラフ地震臨時情報が発表されるなど、いずれも暑い夏の時期における避難所生活を余儀なくされる事態が生じています。

近年では、全国各地で30度を超える真夏日が続き、本県でも、8月に35度以上の猛暑日が複数観測され、安芸太田町では40度を超える日もありました。

こうした中、避難所における熱中症対策は喫緊の課題となっており、実際に、カムチャッカ半島付近の地震によって避難した住民の中には、熱中症にかかり病院に搬送された方も多く報告されています。

国は避難所として使用する学校体育館の暑さ対策として、エアコン設置を支援するための臨時特例交付金を新設されましたが、2025年5月時点の公立小中学校の避難所指定校における設置率は、全国平均で23.7%にとどまっています。

一方で、東京都は独自に取組を進めた結果、92.6%に達しており、地方との格差が顕著となっています。

そこで、災害時における避難所の熱中症対策について、今後どのように対策を講じていくのか、知事にお伺いします。

また、高齢者や乳幼児など、熱中症リスクが高い方々に対する支援を県としてどのように考えているのか、併せてお伺いします。

(781 字)

【答弁】健康福祉局長

複数の部局にまたがる質問でございますが、代表して、私の方から答弁申し上げます。

災害時における避難所の熱中症対策は、避難者が、安全に避難所生活を送る上でも重要であり、特に、暑さや水分不足に気付きにくい高齢者、体温の調整能力がまだ十分に発達していない乳幼児は、熱中症のリスクが高く、より適切な熱中症対策が必要となると考えております。

このため、本県では「避難所開設・運営マニュアル作成ガイドライン」を策定し、温度・湿度管理を含め、市町の適切な避難所運営を支援しております。

本年7月時点で、県内の指定避難所2,095か所のうち、スポットクーラーを含めクーラーを設置している避難所は71.7パーセントであり、また、国の調査によれば、県内には、市町の備蓄分も含めて扇風機654台の備蓄があること、さらに、県では民間業者との協定締結により冷房器具の提供を受けることとしておりますが、避難所の環境整備を進めるためにも、本年度「災害応急救助物資の備蓄・調達方針」の見直しにより、県及び市町における冷房器具の備蓄の拡充を検討することに加えまして、今後、民間業者との協定についても一層の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

さらに、災害時に特別な配慮が必要な要配慮者につきましては、福祉避難所の確保を順次進めるとともに、高齢者や乳幼児等の要配慮者につきましては、ホテル・旅館などを避難場所として利用できるよう、県と一般社団法人広島県生活衛生同業組合連合会が協定を締結しておりまして、引き続き、市町に活用を呼び掛けてまいります。

また、避難所に指定されている公立小中学校の体育館への新たな空調の設置につきましても、引き続き、国の令和6年度補正予算において新設された臨時特例交付金を活用した整備を市町に働き掛けてまいります。

今後も、県、市町や関係団体が連携し、熱中症対策をはじめとした避難所の環境改善に取り組んでまいります。

（２）適切な避難行動に向けた支援について

２点目は、適切な避難行動に向けた支援について、お伺いします。

今後３０年以内の発生確率が８０％に高まっている南海トラフ地震について、地震発生への恐れが高まった際には「南海トラフ地震臨時情報」が発表されますが、政府は本年８月、臨時情報を踏まえて自治体や企業等が取るべき対応を示すガイドラインを改定しました。

昨年８月に発生した宮崎県沖を震源とする最大震度６弱の地震では「巨大地震注意」が初めて発表され、イベントの中止や延期、鉄道など交通機関の運休による混乱が生じたことから、改定後のガイドラインでは、社会経済活動の継続か中止かを判断する際には、地域住民や利用者の安全確保と活動中止に伴う影響の両面を考慮し、自治体や企業等が自ら判断することを基本としています。

一方、政府は南海トラフ地震の被害想定を１０年ぶりに見直し、最新の地形データをもとに津波高さや到達時間、浸水区域を算出しました。

その結果、３０センチ以上の津波で浸水する可能性がある地域は、福島県から沖縄県にかけて最大で１,１５１.５平方キロに及び、また、報道機関の分析によると、西日本や東海地域を中心に、２,３００の医療機関と７,３００の福祉施設に浸水のおそれがあるとされ、本県でも約１３０の医療機関と３００の福祉施設が浸水想定区域に入っています。

さらに、津波により３０センチ以上の浸水が地震発生から３０分以内に生じる地域を南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定し、避難が間に合わない１４都県の地域の自治体を中心に、巨大地震警戒が発表された際には、１週間の事前避難を求める方針を示し、対象は１４都県約５２万人としています。

本県は１７市町が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されていますが、津波避難対策特別強化地域には含まれておらず、また、事前避難対象地域は指定されていません。

しかし、３０センチ以上の浸水想定区域に入っている県内約４３０の医療機関や福祉施設では、入院患者や利用者の避難に多大な時間と人手を要し、施設職員だけでの対応は困難が予想されます。

そこで、南海トラフ地震臨時情報が発表された際の社会経済活動の継続や中止の判断について、県はどのような判断基準を示し、地域防災計画にどう反映させるのか、知事にお伺いします。

また、巨大地震警戒が発表され、津波発生が想定される場合、浸水想定区域にある医療機関や福祉施設の入院患者や利用者を実際に避難させるため、県としてどのような支援を行うのか、併せてお伺いします。

（１,０３３字）

【答弁】危機管理監

複数の部局にまたがる質問でございますが、代表して、私が答弁申し上げます。

本年８月に国が改定した「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」では、臨時情報が発表された際の社会経済活動の継続や中止の判断について、行政や事業者等においては「地域や利用者等の安全確保」と「社会経済活動の継続」とのバランスを考慮しつつ、自らの行動を自ら判断することが重要であるとされているところでございます。

また、地震発生後の津波の到達が早く、後発地震発生後の避難では間に合わないおそれのある「事前避難対象地域」においては、巨大地震警戒が発表された場合、事前避難を行う必要がございますが、本県のように「事前避難対象地域」以外の地域では、事前避難を行うことなく、社会経済活動を継続することとされております。

このため、臨時情報発表時に社会経済活動を中止する判断基準を設けることは考えておりませんが、実際に後発地震が発生し、津波警報等が発表された場合に備えて、「日頃からの地震への備え」を再確認するなどの対応を呼びかけることについて、広島県地域防災計画に位置付けているところでございます。

県といたしましては、南海トラフ地震に対して、県民の皆様に適切な防災対応をとっていただけるよう、現在、見直しを進めている広島県地震被害想定公表などの機会を捉えて地震・津波への備えについてわかりやすく啓発するとともに、後発地震が発生した場合にあっては、津波等から確実に命を守る行動をとっていただけるよう、市町や防災関係機関等と連携しながら、適時適切な避難情報等の発信に努めてまいります。

また、医療機関や福祉施設の入院患者や利用者を確実に避難させるための取組といたしましては、医療機関や福祉施設に作成が義務づけられている避難確保計画につきまして、指導監査や立入検査等において、作成の有無や避難訓練の実施状況等を確認した上で、適宜、指導を行っているところでございます。

加えて、医療機関や福祉施設の入院患者や利用者を避難させるための判断基準も定めたＢＣＰの作成支援を行うとともに、発災時には、必要に応じて、ＤＭＡＴ等の支援を受け、患者や利用者の搬送調整等を実施することとしております。

さらに、福祉施設の入所者が避難する必要がある場合には、

- ・県内外の自治体との協定に基づく避難先の確保や、
- ・一般社団法人広島県生活衛生同業組合連合会や株式会社日本旅行との協定に基づく宿泊施設の確保

など、県内外の自治体や関係団体と連携して、避難先の確保を図っているところでございます。

こうした取組により、地震発生時におきまして、医療機関や福祉施設の入院患者や利用者の方が確実に避難することができるよう、市町をはじめ、関係機関・団体等との緊密な連携の下で、支援体制の充実に努めてまいります。

終わりに

以上で私の質問を終わりますが、
米国の関税の影響に対する中小企業支援について、要望をさせていただきます。

この度の米国関税措置では、日本から米国に輸出する自動車の関税負担は 27.5% から 15% に下がり決着がつかしました。日本自動車工業会からは、「壊滅的な影響を回避した」と評価されていますが、一方で新たな関税率にも「業界への影響は決して小さくない」と述べ、米国との議論継続を赤沢大臣に求められています。

先日、福山市内の機械製造メーカーの経営者からご意見を伺う機会がありました。

自動車は 15% に下がったが、米国向け輸出で、鉄やアルミで出来ている機械装置や機械部品の関税は 50% であり、米国の客先に関税分の商品値上げの交渉すると、関税分の多くを製造元で負担してほしいと言われ、鉄やアルミ製の機械装置や機械部品は米国では、今後、販売できる状況でないと厳しいご意見を伺いました。

自動車の 15% の関税でも、米国への輸出货量や今後の生産量に大きな影響が懸念されており、機械装置や部品に対する 50% の関税の影響は、米国市場を断念するか、大幅なコスト削減を行うしかなく、中小企業にとって死活問題です。

県では、この度の 9 月補正予算に国庫を利用した米国関税等緊急対策支援事業として、海外市場への販売展開を支援する海外販路拡大支援と生産性向上と生産コスト削減につながるつながる設備投資支援として合計 4 億円を計上されており、米国関税の影響を受ける中小企業にとって大変、ありがたい支援と評価します。

一方で、設備投資の最大 1 / 2 を補助する設備投資支援の予算額は 2 億円しかなく、また、来年度までに設備投資を終えることが要件になっており、短期間での導入となるなど課題が多く、どの程度活用する企業があるのか心配です。

また、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を利用したこの度の海外販路拡大支援や設備投資支援は、米国関税の影響を受ける中小企業だけでなく、人出不足から生産性向上に取組み、生産コスト削減により、賃金アップを図る中小企業にとって、販路拡大や設備投資の支援による経済対策はこれからも重要であり、長期的な支援継続が必要と考えます。

県は、国に対し大型経済対策としてこれからも予算要望し、また県内中小企業支援として、来年度も当初予算でしっかり確保するなど、継続して行って頂きたいことを強く要望します。

最後に、湯崎知事の益々のご健勝と新たな道でのさらなるご活躍を祈念致します。
ご清聴まことにありがとうございました。

(1,042 字)